



発福保第1223号
令和5年1月26日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長 西村教子様

鳥取市長 深澤義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため、安定的な制度運営が求められています。

本市が国保保険者として「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、国保制度改革に伴う都道府県化の中で責務を果たしていくため、令和5年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

1. 国の動向

国の令和5年度「税制改正の大綱」が閣議決定され、国民健康保険料の賦課限度額基準は後期高齢者支援分を22万円（現行20万円）に引き上げる政令改正が行われる予定です。

2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。

令和5年度の納付金は、概ね令和4年度並みとなることが見込まれます。ただし、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が始まり、被保険者数が減少することから、被保険者数一人当たり換算した納付金額は増となる見込みです。被保険者数の減に伴う保険料収入の減少と相まって、本市の国民健康保険は厳しい財政運営を迎えつつあります。

こうした状況の中、本来であれば歳出を賄うために必要な保険料水準へと見直すことが望ましいところですが、令和5年度に限り保険料率を据え置く場合、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保できる状況にあります。

これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問します。

3. 諮問事項

(1) 国民健康保険料の賦課限度額について

【改正案】後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

- ・医療分（基礎賦課額） 65万円（現行どおり）
- ・後期高齢者支援分 22万円（現行20万円）
- ・介護納付金分 17万円（現行どおり）

(2) 国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は現行どおり据え置きとする。

		保険料率	【参考】県標準保険料率
医療分	所得割	6.1%	6.76%
	均等割	20,900円	27,481円
	平等割	22,000円	18,946円
支援分	所得割	2.7%	2.98%
	均等割	9,200円	11,753円
	平等割	9,000円	8,103円
介護分	所得割	2.2%	2.63%
	均等割	9,200円	13,250円
	平等割	7,000円	6,417円